「港湾運送事業等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン」、「チェックリスト」の改定対照表

【ガイドライン】

該当箇所	改定(令和4年11月30日改定 第8版)	現行(令和3年11月1日改定 第7版)
(修正) 全般 (P2, P3, P5)	変異株	デルタ株等の変異株
(修正) 全般 (P6, P10~P13)	適度な(に)消毒	定期的でこまめな(に)消毒
(修正) 表紙	令和4年11月30日改定 第8版 (令和2年5月18日策定)	令和3年11月1日改定 第7版 (令和2年5月18日策定)
(修正) 目次など (目次, P8, P14)	(別添1)「 <mark>緊急事態宣言の発出を踏まえた</mark> 職場における新型 コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」 (抜粋) (別添8) 令和4年度 の熱中症予防行動	(別添1)「職場における新型コロナウイルス感染症への感染 予防、健康管理の強化について」(抜粋) (別添8) 令和2年度の熱中症予防行動
(修正) P.1 1. はじめに	【本ガイドラインの位置付け】 (中略) 本ガイドラインは、 <mark>令和4年11月時点</mark> の最新の情報に基づき 作成(中略)	【本ガイドラインの位置付け】 (中略) 本ガイドラインは、令和3年10月時点の最新の情報に基づき 作成(中略)
(削除) P.2 2. (1) 基本的な考え方	削除	(参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) 令和2年6月24日時点版新型コロナウイルス感染症の予防法問3 濃厚接触とはどのようなことでしょうか。濃厚接触者となった場合は、どんなことに注意すればよいでしょう。濃厚接触者は、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と近距離で接触、或いは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。 濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は上述のとおり、1. 距離の近さと2. 時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。 新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から入院等した日まで)に接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調

		査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。 例えば、15分間、感染者と至近距離にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断しますので、聞き取り調査などにご協力ください。 濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。濃厚接触者は、感染している可能性があることから、感染した方と接触した後14日間は、健康状態に注意を払い(健康観察)、不要不急の外出は控えてください。(以下略)
(修正・削除) P.3~ 2. (3) 基本的な対策	(換気の徹底) (中略) 削除 ・特に、一般の家庭用エアコンは空気を循環させるだけで換気 を行っていないため、以下の様な工夫を行う。	(換気の徹底) (中略) ①気温・湿度が高い場面 ・感染拡大の予防のため、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要がある。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のために食堂、休憩室等のエアコンの温度設定をこまめに調整する。 ・換気機能のない冷暖房設備(循環式エアコン)のみが設置されている場合、「熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気と、熱中症予防の両立を図る。https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000640913.pdf ・特に、一般の家庭用エアコンは空気を循環させるだけで換気を行っていないため、以下の様な工夫を行う。
	新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) 令和4年11月16日版 (厚生労働省HPより)問6 換気について、一般家庭ではどのような工夫をしたらよいでしょうか。 季節を問わず、新型コロナウイルス対策には、こまめな換気が重要です。 一般家庭でも、建物に組み込まれている常時換気設備※や台所・洗面所の換気扇により、室温を大きく変動させることなく換気を行うことができます。常時換気設備や換気扇を常時運転し、最小限の換気量を確保しましょう。 ※2003年7月以降に着工された住宅には「常時換気設備(24	新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) 令和2年7月30日時点版 緊急事態宣言と政府の方針問4 (本格的な夏の到来で、熱中症予防のために、一般的な家庭用エアコンをかけ続けています。そのために換気ができないのですが、どのような工夫をしたらよいでしょうか。) より <一般家庭でのエアコン使用中の換気> 新型コロナウイルス感染予防のためには、室内の空気が1時間に2回以上入れ替わるような換気を確保することとしており、多くの方が利用する商業施設等では専用の機械換気設備が設けられています。

時間換気システム)」が設置されています。常時換気設備が設置されている場合には常に稼働させましょう。また、定期的にフィルタの掃除を行い、強弱スイッチがある場合は強運転にして換気量を増やすようにしましょう。吸気口の位置にもご注意ください。家具等でふさぐと効果が落ちてしまいます。

「常時換気設備」が設置されていない建物でも、台所や洗面 所などの換気扇を常時運転することで最小限の換気量は確 保できます。

く窓開けによる換気のコツ>

窓開けによる換気は、対角線上にあるドアや窓を2か所開放すると効果的な換気ができます。また、窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置しましょう。

【夏場における換気の留意点】

く熱中症予防にはエアコン等を使用しましょう>

高温、多湿の夏場は、熱中症対策が重要です。最近では、毎年6万人を超える方が救急搬送をされ、亡くなる方が 1,000人を超えています。熱中症の約4割は住居内で発生しています。夏場は家電などからの発熱や日射侵入によって、室内の温度は外気よりも高くなるため、室内での熱中症予防のためには、エアコン(※1)や扇風機を活用することが重要です。一方、新型コロナウイルス対策として換気が必要ですが、エアコン使用中に窓を開けると、一時的に室温が高くなってしまいます。熱中症は短時間で重症化し、命に関わるため、予防が重要です。夏場は新型コロナウイルス対策より、熱中症対策を優先して、以下のような換気の工夫をお勧めします。(※1)一般的に一般の家庭用エアコンは空気を循環させるだけで換気を行っていません。

<一般家庭でのエアコン使用中の換気>

一人暮らしの場合は、家庭内での新型コロナウイルスの感染リスクは低いので、エアコンを優先しながら 24 時間換気システムや換気扇を活用して、最小限の換気を確保しましょう。

一般家庭でも、お住いの建物に組み込まれている換気システム(24 時間換気システムなどと呼ばれています)や、台所や 洗面所の換気扇を常時稼働させることで、室温を大きく変動 させることなく最小限の換気を行うことができます。 (略)

<一般家庭での機械換気のコツ>

「24 時間換気システム(常時換気設備)」

:スイッチを切らないようにしてください。また、換気機能を確保するため、定期的にフィルターの掃除を行いましょう。給気口の位置にもご注意ください。家具等でふさぐと効果が落ちてしまいます。

「換気扇」

: 台所や浴室についている換気扇でも常時運転すれば、夏場の暑い時期でも最小限の換気を行うことができます。室内温度の大きな変動を起こしませんので、台所やトイレを使用しないときも運転することが推奨されます。

<窓開けによる換気のコツ>

窓開けによる換気は、対角線上にあるドアや窓を2か所開放すると効果的な換気ができます。また、窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置しましょう。

夏場の暑い時期の窓開けは、室温が大きく上がらないよう注意し、外気温が低い時間帯に行うなど工夫しましょう。

②寒冷な場面

- ・寒い環境においても機械換気による常時換気を行う。機械換気が設置されていない場合には、室温が下がらない範囲で、常時窓開け(窓を少し開け、室温は18℃が目安)を行う。連続した部屋等を用いた2段階の換気や HEPA フィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる。
- ・換気しながらも適度な保湿のため(湿度40%以上を目安)、 加湿器の使用やこまめな拭き掃除を行う。

窓開けによる換気を組み合わせる場合も、夏場は外気温との 兼ね合いです。外気温の低い朝や夕方以降などに、窓開けを 行い、換気時間を多く取るなど、室温が上がらないよう工夫 いただくことを推奨します。

また、室温が上がりすぎないようにすると窓を十分に開けられない場合には、換気不足を補うために、HEPAフィルタ(※)によるろ過式の空気清浄機を併用することが有効です。

(※) HEPA フィルタは、「高性能エアフィルター」とも呼ばれることもあり、国内メーカーの多くの空気清浄機で使用されています。空気中に含まれる微粒子を取り除くことができます。

ご家族の皆様が一つの部屋で過ごす場合も、これらの 24 時間換気システムや換気扇などの機械換気と窓開けによる換気の工夫を行いつつ、エアコン等を使用しましょう。

【冬場における換気の留意点】

- ・窓開けを行うと、一時的に室内温度が低くなってしまいます。 暖房器具を使用しながら、換気を行ってください。
- ・暖房器具の近くの窓を開けると、入ってくる冷気が暖められるので、室温の低下を防ぐことができます。なお、暖房器具の種類や設置位置の決定に当たっては、カーテン等の燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に留意してください。
- ・短時間に窓を全開にするよりも、一方向の窓を少しだけ開けて常時換気を確保する方が、室温変化を抑えられます。この場合でも、暖房によって室内・室外の温度差が維持できれば、十分な換気量を得られます。
- ・人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった 状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れることも、室温 を維持するために有効です。
- ・室温を 18℃以上に維持しようとすると、窓を十分に開けられない場合には、換気不足を補うために、HEPA フィルタ(※)によるろ過式の空気清浄機を併用することが有効です。

(修正) P.5

(対人距離の確保と咳エチケット)

マスクについては、場面に応じた適切な着脱を行う。

・屋外では季節を問わず、マスクの着用は原則不要。(人との距離(目安2m)が保てず、会話をする場合は着用)

(対人距離の確保と咳エチケット)

・職場や現場においては、マスクの着用を原則とし、整列をさせる場合には、列にマークを付ける等、人と人との間に十分な距離(できるだけ2mを目安に(最低1m))を確保する。

	・屋内では距離(めやす目安2m)が確保でき、会話をほとん ど行わない場合をのぞき、マスクを着用。	・外来者、顧客・取引先等と対面で接触する場合は、距離(2メートル以上)を取る。
		・業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、マスクの 着用を徹底する。
	・変異株の拡大も踏まえ、(中略)正しいマスクの着用法につい	・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、(中略) 正しいマスクの
	ては、「マスクの着用について」(下記ホームページ)等を参照する。	着用法については、「国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)」(下記ホームページ)等を参照する。
	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000 121431_00094.html
	entarsaku_00001. Ittiiii	参考動画:https://youtu.be/VdyKX4eYba4
		・高温・多湿の環境下でのマスクの着用は、熱中症のリスクが 高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離(少なく
		とも2m以上)が確保できる場合には、マスクを外しても差
		し支えない。その際は、周囲の人に断りを入れ、大声での会話や相手と正面で向かい合っての会話を避ける。
		・高温・多湿の環境下でマスクを着用する場合は、強い負荷の
		作業等は避け、のどが渇いていなくてもこまめな水分補給を 心がける。また、休憩の際は、周囲の人と十分な距離(少な
		くとも2m以上)を確保した上でマスクを外しても差し支え
		ない。その際は、周囲の人に断りを入れ、大声での会話や相手と正面で向かい合っての会話を避ける。
		・少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動
		する。 (参考)「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント
		https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000 121431_coronanettyuu.html
(修正) P.7	(飛沫防止の防護フィルム等)	(飛沫防止の防護フィルム等)
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	・コンテナターミナルゲートの窓口、食堂、休憩室、会議室等	・送迎バスの運転席の周囲への防護フィルムや、コンテナター
	へのアクリル板・透明ビニールカーテンを設置する場合に は、火災の予防に十分に留意して設置すること。	ミナルゲートの窓口、食堂、休憩室、会議室等へのアクリル板・透明ビニールカーテンを設置する場合には、火災の予防
		に十分に留意して設置すること。
(削除) P.7	削除	(一般的な健康確保措置の徹底)
		・疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働等を 避ける。
		・一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行う。
	L	

		・職場において、労働者の日々の健康状態の把握に配意する。
(修正) P.8 3.講じるべき具体的な対策	(中略) なお、緊急事態宣言の対象地域・期間においては、別添 1 「 <mark>緊急事態宣言の発出を踏まえた</mark> 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」(抜粋)を踏まえて対応する必要がある。(下記ホームページを参照する)。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000 121431_00226.html	(中略) なお、緊急事態宣言の対象地域・期間においては、別添1 「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健 康管理の強化について」(抜粋)を踏まえて対応する必要がある。特に、特定警戒都道府県においては感染予防拡大対策の 一層の徹底が求められることに留意する。
(修正・削除) P.8~ 3. (2)健康管理・労務管理	(中略) 削除 ・抗原簡易キットの購入にあたっては、 ① 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること ② 国が承認した抗原簡易キットを用いること ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。 (令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順(第3版)について」) https://www.zenhokan.or.jp/new/new1982/	(中略) ・抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施する。 ・抗原簡易キットの購入にあたっては、 ① 連携医療機関を定めること ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること ・これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照する。 (令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf ・感染の拡大の防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA※)の利用を従業員等に呼び掛け、このアプリによる通知(新型コロナウイルスの陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合の通知)のあった従業員等にはアプリの画面に表示される手順に沿って検査の受診を促す。
	・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員等	・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員等

	は、(中略)	は、(中略)
	・海外渡航歴を有する従業員等については、日本入国時の検疫措置(厚生労働省 HP「水際対策」など参照)に沿って判断する。 ・従業員等が新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者となった場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所等の指示に従う。	**COVID-19 Contact Confirming Application: App Store 又は Google Play で「接触確認アプリ」で検索してインストール可能。(本アプリの使用には、電源を ON にしたうえで Bluetooth を有効にしておく必要がある。)(参考)日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf ・入国した日の過去14日以内に入管法に基づく入国制限対象地域への滞在歴がある場合は、入国の次の日から起算して14日間は、テレワーク等を行い、出勤を控えるよう指示する。・従業員等が新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者となった場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従う。
(修正・削除) P.9~ 3.(3)通勤・外勤	(送迎バス) (中略) <mark>削除</mark> (中略)	(送迎バス) (中略) ・運転席の後ろ最前列及び運転席横の座席の利用を制限する。 (中略)
(修正・削除) P.11~ 3.(4)勤務	②職場 削除 (中略) ・ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクを着用し、 作業後に手洗いを徹底する。 (以下略)	②職場 ・従業員等が、できる限り2メートル(最低1m)を目安に、 対人距離を保てるよう、座席配置を工夫する。 (中略) ・ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着 用し、作業後に手洗いを徹底する。 (以下略)
	③現場 (船内作業) (中略) <mark>削除</mark>	③現場 (船内作業) (中略) (参考) 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け) 令和2年6月24日時点版新型コロナウイルスについて問7 感染者が見つかった場所(外国、国内)から送られてくる手紙や輸入食品などの荷物により感染しますか。現在のところ、中国やウイルスが見つかったその他の場所から積み出された物品との接触から人が新型コロナウイルス

(削除) P. 12~	(受付窓口等) (中略) ・金銭を徴収する場合には、接触防止の観点から電子マネーや キャッシュレス決済の導入を奨励する。(以下削除)	に感染したという報告はありません。WHO も、一般的にコロナウイルスは、手紙や荷物のような物での表面では長時間生き残ることができないとしています。(以下略) (受付窓口等) (中略) ・金銭を徴収する場合には、接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。
(修正・削除) P.13~ 3. (5) 休憩	①食堂・休憩室・控室・仮眠室 ・昼休み等の休憩時間をずらす、利用者の人数制限をする、予 め利用時間を定めるなどにより、利用者の集中を避けるよう 努める。	①食堂・休憩室・控室・仮眠室 ・昼休み等の休憩時間をずらす、利用者の人数制限をする、予め利用時間を定める、椅子を間引く、施設を追設する、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなどにより、利用者の集中を避け、2メートル以上の対人距離を確保するよう努める。
	 ・(中略) ・顔の正面から最低 1 m 以上距離を確保することを含め真正面の配置を避ける。 ・(中略) ・金銭を徴収する場合には、接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。(以下削除) (以下略) 	・(中略) ・顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の配置を避ける。 ・(中略) ・金銭を徴収する場合には、接触防止の観点から電子マネーやキャッシュレス決済の導入を奨励する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。 (以下略)
	②トイレ (中略)・削除(以下略)	②トイレ (中略)・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう掲示する。 (以下略)
	④屋外の休憩場所・屋外で休憩や食事を行う場合であっても、必要に応じ休憩時間をずらすなどにより、最低1メートル以上の対人距離を確保するよう努める。	④屋外の休憩場所・屋外で休憩や食事を行う場合であっても、必要に応じ休憩時間をずらすなどにより、2メートル以上の対人距離を確保するよう努める。

(削除) P.14 3.(6)来客への対応	(中略) · 削除	 (中略) 来客の氏名及び連絡先を把握する。 接触者を把握するため、各都道府県等で順次提供がはじまっている QR コードを活用した新型コロナを追跡するシステムを利用し、来客が訪問した施設等において感染拡大防止に努める。 (参考) 広島県: https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/ncov-qr.html 千葉市: https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/corona_tsuiseki.html
(修正・削除) P.14~ 3.(8)陽性者等が発生した 場合の対応	 ・職場に新型コロナウイルスの陽性者が発生した場合に備え、衛生上の職場の対応ルールを作成し、労働者に周知しておく。 ・(中略) ・職場の消毒や濃厚接触者の自宅待機などの保健所や医療機関等の指示に従う。 ・(中略) ・陽性者の行動範囲を踏まえ、職場の消毒等を行う。(以下削除) (以下略) 	 ・職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」という。)が発生した場合に備え、衛生上の職場の対応ルールを作成し、労働者に周知しておく。 ・(中略) ・職場の消毒や濃厚接触者の自宅待機などの保健所や医療機関の指示に従う。 ・(中略) ・陽性者の行動範囲を踏まえ、職場の消毒等を行う。同勤務場所の従業員等に自宅待機させることを検討する。 (以下略)
(追記) P.16 4.おわりに	策定日·改定日 令和2年 5月18日策定 初 版 令和2年 5月28日改定 第2版 令和2年 7月 3日改定 第3版 令和2年 8月13日改定 第4版 令和2年11月30日改定 第5版 令和3年 5月24日改定 第6版 令和3年11月 1日改定 第7版 令和4年11月30日改定 第8版	策定日·改定日 令和2年 5月18日策定 初 版 令和2年 5月28日改定 第2版 令和2年 7月 3日改定 第3版 令和2年 8月13日改定 第4版 令和2年11月30日改定 第5版 令和3年 5月24日改定 第6版 令和3年11月 1日改定 第7版

【チェックリスト】

(修正)序文	(参考箇所)「3. 講じるべき具体的な対策」P8~P15	(参考箇所)「3. 講じるべき具体的な対策」P9~P17
(削除) 1.健康管理·労務管理	削除	□厚生労働省提供の新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)の活用
(修正・削除) 2. 通勤・外勤	送迎バス 口 <mark>削除</mark> 口乗降口のドアノブなど不特定多数が接触する場所は、 <mark>適度</mark> に清拭消毒	送迎バス □運転席の後ろの最前列及び運転席横の座席の利用を制限 □乗降口のドアノブなど不特定多数が接触する場所は、定期 的にこまめに清拭消毒
	共通事項 □制服などの衣服や仮眠室のシーツ等はこまめに洗濯又は 適度に消毒	共通事項 □制服などの衣服や仮眠室のシーツ等はこまめに洗濯又は 消毒
(修正・削除) 3. 勤務	職場 □ <mark>削除</mark> □ゴミの回収にあたっては、マスクを着用し、作業後の手洗いを徹底 □不特定多数が接触する箇所は <mark>適度</mark> に消毒	職場 □対人距離を保てるよう、座席配置を工夫 □ゴミの回収にあたっては、マスクや手袋を着用し、作業後 の手洗いを徹底 □不特定多数が接触する箇所は定期的にこまめに消毒
	現場(荷役機械・受付窓口等) □荷役機械のハンドル等の操作装置やシートの手すり等、受付端末のタッチパネル・ボタンや事務所のドアノブなどの不特定多数が接触する箇所は、 <mark>適度</mark> に消毒	現場(荷役機械・受付窓口等) □荷役機械のハンドル等の操作装置やシートの手すり等、受付端末のタッチパネル・ボタンや事務所のドアノブなどの不特定多数が接触する箇所は、定期的にこまめに消毒
(修正・削除) 4.休憩	食堂・休憩室・トイレ・喫煙所等 □共有する物品、ドアノブ・便座などの不特定多数が接触する箇所は、適度に消毒し、手や口が触れるものは適切に洗浄消毒 削除	食堂・休憩室・トイレ・喫煙所等 □共有する物品、ドアノブ・便座などの不特定多数が接触する箇所は、定期的にこまめに消毒し、手や口が触れるものは適切に洗浄消毒 □トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すよう掲示
(修正・削除) 5. 陽性者等が発生 した場合	□保健所や医療機関等の指示に従う □陽性者の行動範囲を踏まえた職場の消毒等を行 <mark>う(以下削除)</mark>	□保健所や医療機関の指示に従う □陽性者の行動範囲を踏まえた職場の消毒等を行い、同勤務 場所の従業員等の自宅待機を検討